



報道関係者 各位

平成 30 年 7 月 31 日

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室 長 大 鷲 亨

室長補佐 角入 則夫

(電話) 048-600-6205

## 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果を公表

(平成 30 年 1 月～3 月実施)

**違反率は 16.8%**

～ 前年より 0.6 ポイント上昇～

平成 30 年 1 月から 3 月に埼玉労働局管下労働基準監督署において最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施した結果を取りまとめたので公表します。

なお、この監督指導は、各種情報から最低賃金違反が疑われる事業場を選定し実施したものです。

### 1 監督指導結果

#### (1) 違反率 (表 1 参照)

平成 30 年 1 月から 3 月に 458 事業場に対して監督指導を実施した結果、**最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった違反事業場は 77 事業場、違反率は 16.8%で、前年より 0.6 ポイント上昇した。**

このうち埼玉県最低賃金適用事業場における違反率は 16.9%で前年より 0.6 ポイント上昇した。

#### (2) 最賃未満労働者の比率 (表 1 参照)

監督実施事業場の全労働者数のうち、**最賃未満労働者数は 304 人 (5.4%)**であった。

#### (3) 最賃未満労働者数の中のパート・アルバイトの比率 (別紙表 2 参照)

最賃未満労働者数のうち**パート・アルバイトは 259 人 (85.2%)**を占めた。

#### (4) 違反事業場の認識 (表 3 参照)

**違反事業場のうち 40 事業場 (51.9%)**が最低賃金額を知らなかった。

**(5) 最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった理由**（表 4 参照）。

最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった理由のうち最も多かったのは「適用される最低賃金額を知らなかった」32 事業場（41.6%）、次いで「最低賃金の改定（金額・発効日）を知っていたが賃金の改定をしなかった。」17 事業場（22.1%）、「労働者からの最賃未満でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。」11 事業場（14.3%）であった。

**2 今後の対応**

最低賃金違反の理由として、最低賃金額及び制度の周知不足が認められることから、引き続き、最低賃金額及び制度の積極的な周知広報に努める。

また、最低賃金額の改定を知らず賃金改定をしていないなど支払能力に問題のある事業場も少なからず認められることから、業務改善助成金などの各種支援策の周知、及び「埼玉働き方改革推進支援センター」の利用の勧奨に努めることとしている。

**【資料】**

別添 1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

別添 2 埼玉県最低賃金の推移

別添 3 埼玉県の最低賃金（平成 29 年度）

# 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

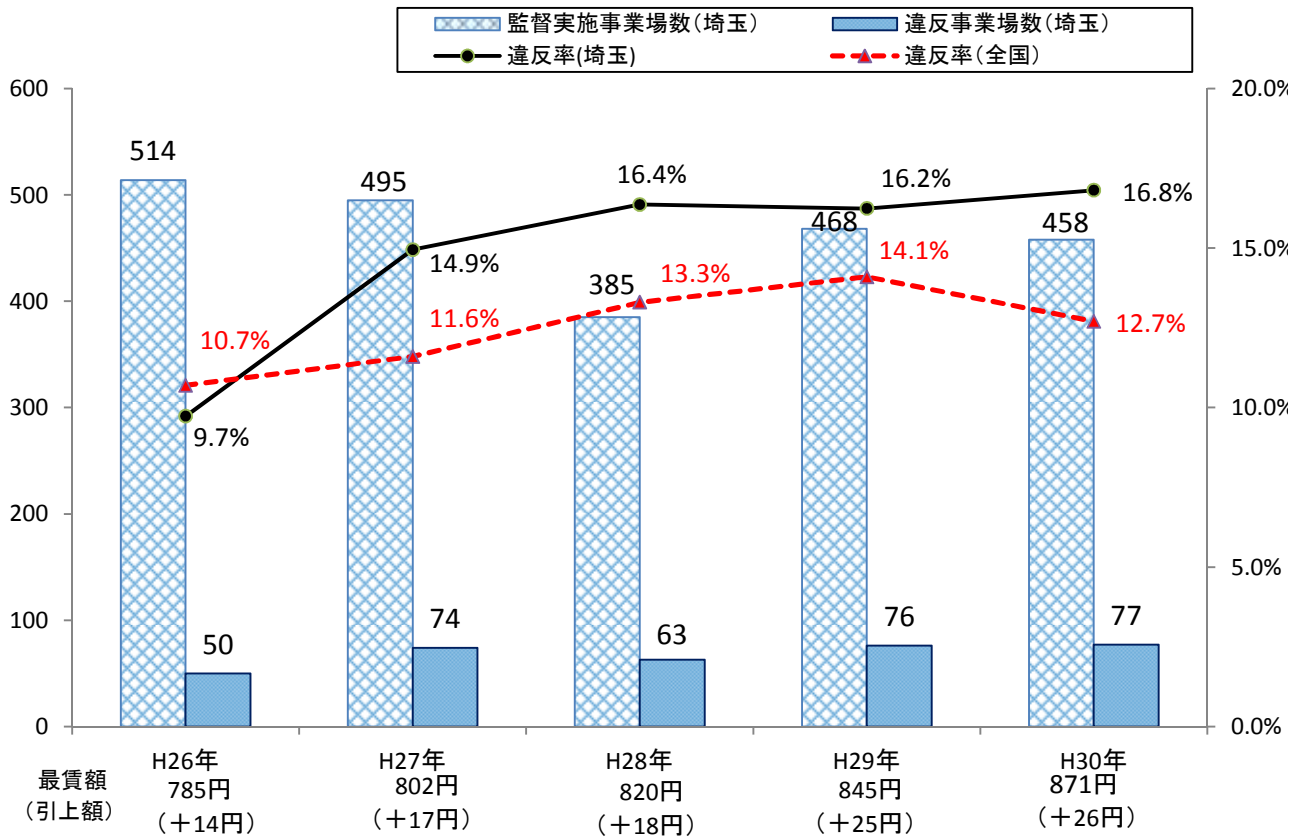
別添1

表1 監督指導結果

	年	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率	監督実施事業場の労働者数	最賃未滿労働者数	最賃未滿労働者の比率
埼玉県最低賃金適用事業場	30	449	76	16.9%	5557	301	5.4%
	29	442	72	16.3%	6383	247	3.9%
特定（産業別）最低賃金適用事業場	30	9	1	11.1%	37	3	8.1%
	29	26	4	15.4%	424	16	3.8%
合計	30	458	77	16.8%	5594	304	5.4%
	29	468	76	16.2%	6807	263	3.9%

※各年1月～3月の監督指導結果である（以下同様）。

## 【参考】最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移



**表2 最賃未満労働者数のうちパート・アルバイトの比率**

	年	監督実施事業場の労働者数	最賃未満労働者数	パート・アルバイト	
					※比率
埼玉県最低賃金適用事業場	30	5557	301	256	85.0%
	29	6383	247	221	89.5%
特定(産業別)最低賃金適用事業場	30	37	3	3	100.0%
	29	424	16	8	50.0%
合 計	30	5594	304	259	85.2%
	29	6807	263	229	87.1%

※最賃未満労働者数に対する比率である。

**表3 違反事業場の認識状況(平成30年)**

認 識	事業場数	※比 率
適用される最低賃金額を知っている。	37	48.1%
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることを知っている。	38	49.4%
最低賃金が適用されることを知らなかった。	2	2.6%

※違反事業場数に対する比率である。

**表4 最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった理由(平成30年)**

理 由(複数回答)	事業場数	※比 率
適用される最低賃金額を知らなかった。	32	41.6%
最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしなかった。	17	22.1%
労働者からの最賃額未満でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	11	14.3%
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった。	8	10.4%
高齢者には適用されないと考えていた。	8	10.4%
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	7	9.1%
労働能力が低い場合は適用されないと考えていた。	7	9.1%
最低賃金の減額の特例許可の更新申請を怠っていた。	3	3.9%
企業間取引(BtoB取引)の問題により、最賃額を支払うことができなかった(下請けたたき以外)。	1	1.3%
パート・アルバイトには適用されないと考えていた。	0	0.0%
外国人には適用されないと考えていた。	0	0.0%
その他	10	13.0%

※違反事業場数に対する比率である。

# 埼玉県最低賃金の推移

別添2

(単位：円、%)

改正発効日	最低賃金額						未満率	影響率
	日 額	時間額		時間額	日 額			
		引上げ額	引上げ率		引上げ額	引上げ率		
昭和 58.10.24	3,335	103	3.19	417	12	2.96		
59.10.25	3,439	104	3.12	430	13	3.12		
60.10.11	3,563	124	3.61	446	16	3.72		
61.10.11	3,670	107	3.00	459	13	2.91		
62.10.1	3,751	81	2.21	470	11	2.40		
63.10.1	3,863	112	2.99	484	14	2.98		
平成 元.10.1	4,020	157	4.06	503	19	3.93		
2.10.20	4,214	194	4.83	527	24	4.77		
3.10.1	4,423	209	4.96	553	26	4.93		
4.10.1	4,609	186	4.21	577	24	4.34		
5.10.1	4,757	148	3.21	595	18	3.12		
6.10.1	4,868	111	2.33	611	16	2.69		
7.10.1	4,978	110	2.26	625	14	2.29		
8.10.1	5,081	103	2.07	638	13	2.08		
9.10.1	5,191	110	2.16	652	14	2.19		
10.10.1	5,283	92	1.77	664	12	1.84		
11.10.1	5,330	47	0.89	669	5	0.75		
12.10.1	5,372	42	0.79	673	4	0.60		
13.10.1	5,408	36	0.67	677	4	0.59		
14.10.1	時間額表示一本化 <sup>※1</sup>			678	1	0.15	2.7	4.7
15 <sup>※2</sup>	—			678	—	—	1.0	2.7
16.10.1	—			679	1	0.15	1.2	1.1
17.10.1	—			682	3	0.44	1.2	1.4
18.10.1	—			687	5	0.73	0.9	1.4
19.10.20	—			702	15	2.18	1.1	1.3
20.10.17	—			722	20	2.85	1.3	3.0
21.10.17	—			735	13	1.80	2.5	2.2
22.10.16	—			750	15	2.04	1.2	3.7
23.10.1	—			759	9	1.20	2.4	3.2
24.10.1	—			771	12	1.58	2.6	6.4
25.10.20	—			785	14	1.82	2.0	4.7
26.10.1	—			802	17	2.17	1.6	7.8
27.10.1	—			820	18	2.24	2.1	5.1
28.10.1	—			845	25	3.05	2.7	8.4
29.10.1	—			871	26	3.08	2.0	13.9

(※1) 平成14年度以降、時間額表示に一本化された。

(※2) 平成15年度は埼玉県最低賃金の改正が見送られた。

「未満率」は、当該最低賃金額を下回る労働者の割合（翌年6月（改定後）の最賃基礎調査結果）

「影響率」は、当該最低賃金額を下回る労働者の割合（当年6月（改定前）の最賃基礎調査結果）

# 埼玉県の最低賃金

(平成29年度)

別添3

<b>埼玉県最低賃金</b>	時間額 (円)	埼玉県内で働く全ての労働者〔特定(産業別)最低賃金が適用される人を除く。〕に適用されます。	発効日
	<b>871</b>		29.10.1

特定(産業別)最低賃金	時間額 (円)	下記の人達には、埼玉県最低賃金が適用されます。	発効日
<b>非鉄金属製造業</b> <small>非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。 )又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。)</small>	<b>904</b>	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務に主として従事する者 4 清掃又は片付けの業務に主として従事する者	<b>29.12.1</b>
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> <small>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。 )及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。 )、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	<b>909</b>		
<b>輸送用機械器具製造業</b> <small>輸送用機械器具製造業(産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。 )及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。 )又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。)</small>	<b>918</b>		
<b>光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業</b> <small>光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が光学機械器具・レンズ製造業又は時計・同部分品製造業に分類されるものに限る。)</small>	<b>917</b>		
<b>各種商品小売業(※参照)</b> <small>各種商品小売業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。)</small>	29.9.30まで <b>849</b> 29.10.1から <b>871</b> (※参照)		
<b>自動車小売業</b> <small>自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。 )、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)</small>	<b>916</b>	<b>29.12.1</b>	

○最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は1月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。

○著しく労働能力が低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の減額の特例許可金額が適用されます。

※「埼玉県各種商品小売業最低賃金」の取り扱いについて

埼玉県最低賃金と特定(産業別)最低賃金の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、平成29年10月1日以降は、「各種商品小売業(時間額849円、平成28年12月1日発効)」が適用される労働者については、埼玉県最低賃金の金額(時間額871円)以上の賃金を支払わなければなりません。

埼玉労働局  
各労働基準監督署

## 各種助成金等のご案内

### ●業務改善助成金のご案内(平成29年度)(中小企業向け)

- ・生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用を一部助成する制度です。
  - ・助成対象  
事業場内最低賃金1,000円未満の中小企業・小規模事業者
  - ・5つのコースから選択  
最低賃金引き上げ額が、30円以上、40円以上、60円以上、90円以上、120円以上の5つのコース  
(埼玉県内の事業場は、60円以上、90円以上、120円以上のコースのみとなります。)
  - ・助成金の対象用途  
設備・機器の導入、サービスの利用  
例 POSレジシステム導入による在庫管理の短縮など
  - ・申請締切 平成30年1月31日
- 詳しくは、埼玉労働局雇用環境・均等室(電話048-600-6210)まで

### ●キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内

- ・全て又は雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等に適用される基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成を受けることができる制度です。
- 詳しくは、事業所管轄ハローワークまで

### ●ワンストップ無料相談窓口のご案内

- ・中小企業・小規模事業主の皆様に対して、賃金・労働時間制度・安全衛生管理など経営・労務管理について、専門家が無料で相談に応じるサービスを行っています。
  - ・専門家の派遣も無料で行っております。
- 詳しくは、埼玉県最低賃金総合相談支援センター(0120-310-394)まで(平成29年度委託事業)